

10－(9) 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（要請限度）

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

（特例）幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで，2車線を越える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は，次表を用いる

昼 間	夜 間
75デシベル	70デシベル

（注） a 区域：専ら住居の用に供される区域
b 区域：主として住居の用に供される区域
c 区域：相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される区域

10－(10) 騒音規制法に基づく地域指定状況

対 象 市 町 村
全市町村（※）

※ 鹿児島市は平成8年に中核市となって以降，鹿児島市長が独自に指定。
薩摩川内市は平成18年度から，権限移譲により薩摩川内市長が独自に指定。
鹿屋市，霧島市は平成19年度から，権限移譲により各市長が独自に指定。
奄美市は平成23年度から，権限移譲により奄美市長が独自に指定。